

「市長と語る会」実施要領

(目的)

第1条 市長が直接市民の皆さんと懇談することによって、市民の皆さんと行政の相互理解を一層深め、市民参加のまちづくりを積極的に進めることを目的として、「市長と語る会」（以下「語る会」という。）を開催する。

(対象等)

第2条 語る会の対象は、出席者数がおおむね10人以上となる町内会、老人クラブ、まちづくり団体、各種サークルその他の市内の団体等とする。ただし、暴力団又は特定の政党を支持し、若しくは宗教若しくは営利を目的とする団体等を除く。

2 母体を同じくする団体等との語る会の開催は、1年につき1回とする。

(開催日時等)

第3条 語る会の開催日時は、市と団体等との調整により決定する。

2 語る会の開催日は平日とし、懇談の時間は90分以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(実施方法)

第4条 市長との懇談を希望する団体等は、地域が抱える課題、市政に対する提言その他の懇談のテーマを設定し、申込書（様式第1号）に所定の事項を記入の上、開催希望日の2か月前までに総務部広報広聴課宛て提出するものとする。

2 語る会の開催に当たり会場使用料等を要する場合は、団体等が負担する。

3 語る会における司会進行は、団体等が行う。

4 語る会への市の出席者は、市長のほか、市長が必要と認める職員とする。

5 語る会の実施に当たっては、自由な雰囲気でき懇談できるよう、団体等、市それぞれ互いに配慮するものとする。

6 語る会は、質疑又は意見交換をする場とし、一方的な要求又は苦情については議題としない。

(公表)

第5条 語る会における懇談の概要については、必要に応じ市のホームページ等により公表するものとする。

(庶務)

第6条 語る会の庶務は、総務部広報広聴課において行う。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、語る会の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月9日から施行する。